



ながら運転の厳罰化

～12月1日施行～

車の運転中にスマートフォンなどを使用する「ながら運転」について、違反点数と反則金を約3倍に引き上げるなど厳罰化された改正道交法が12月1日より施行されます。

会員各位におかれましては、法令遵守はもちろんのことプロドライバーとして、他の模範となるよう安全でマナーの良い運転を心掛けましょう。

		違反点数	罰則
携帯電話使用等	保持	3点	6月以下の懲役または10万円以下の罰金
	交通の危険	6点	1年以下の懲役または30万円以下の罰金

反則金	保持	大型車	2万5000円
		普通車	1万8000円
		二輪車	1万5000円
		原付車	1万2000円

あおり行為など危険運転は絶対にしてはいけません!!

物流という重要な役割を担って事業用トラックを運転しているプロドライバーは、他車の手本となるべき安全で、マナーの良い運転を心掛けなければいけません。一般の乗用車から見れば、車体の大きいトラックが近くを走っているだけで恐く感じるものです。「幅寄せ」や「あおり」などは絶対にしてはいけない行為です。



車間距離の不保持はあおり行為などの危険運転のほか、追突事故の大きな原因となりますから、高速道路はもちろんのこと、一般道路においても十分な車間距離をとって運転しましょう。

～危険な運転・反社会的な迷惑行為の撲滅をめざして～

一般社団法人 石川県トラック協会 石川県貨物自動車運送適正化事業実施機関

一般道

車両の種類	反則金	点数
原付	5,000円	1点
二輪車	6,000円	
普通車・軽自動車	6,000円	
大型車	7,000円	

高速道路

車両の種類	反則金	点数
原付	6,000円	2点
二輪車	7,000円	
普通車・軽自動車	9,000円	
大型車	12,000円	